

二国間交流事業 共同研究報告書

令和6年4月11日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

[日本側代表者所属機関・部局]

慶應義塾大学・法務研究科

[職・氏名]

教授・磯部 哲

[課題番号]

JPJSBP 120223208

1. 事業名 相手国： フランス (振興会対応機関： MEAE-MESRI) との共同研究

2. 研究課題名

(和文) パンデミックにおける健康と人権の均衡——日本とフランスの経験に対する比較法的分析

(英文) How to reconcile health and fundamental rights in times of pandemic – A legal analysis

of the experiences of France and Japan

3. 共同研究実施期間 2022年 4月 1日 ～ 2024年 3月 31日 (2 年 0 ヶ月)【延長前】 年 月 日 ～ 年 月 日 (年 ヶ月)

4. 相手国側代表者 (所属機関名・職名・氏名【全て英文】)

University of Lyon III・Associate Professor・Rousset Guillaume Frank

5. 委託費総額 (返還額を除く)

本事業により執行した委託費総額		1,945,008 円
内訳	1年度目執行経費	950,000- 円
	2年度目執行経費	995,008- 円
	3年度目執行経費	- 円

6. 共同研究実施期間を通じた参加者数 (代表者を含む)

日本側参加者等	9名
相手国側参加者等	5名

* 参加者リスト (様式 B1(1)) に表示される合計数を転記してください (途中で不参加となった方も含め、全ての期間で参加した通算の参加者数となります)。

7. 派遣・受入実績

	派遣		受入
	相手国	第三国	
1年度目	1		2(0)
2年度目	1		2(0)
3年度目			()

* 派遣・受入実績 (様式 B1(3)) に表示される合計数を転記してください。

派遣：委託費を使用した日本側参加者等の相手国及び相手国以外への渡航実績 (延べ人数)。

受入：相手国側参加者等の来日実績 (延べ人数)。カッコ内は委託費で滞在費等を負担した内数。

8. 研究交流の概要・成果等

(1)研究交流概要（全期間を通じた研究交流の目的・実施状況）

【研究目標】

本事業の研究目標は、日仏の公的・私的アクターによる COVID-19 対応を法的観点から批判的に比較・分析することにより、COVID-19 対応に対する法的評価を総括することである。具体的には、11 の小テーマに応じて、日仏それぞれから担当者を決めて研究を分担して実施した。

1 法の支配、2 国地方関係、3 衛生危機と人権保障、4 健康情報の利用とプライバシー、5 埋葬葬祭、6 感染症患者のトリージ、7 予防接種法制、8 医療機関法制、9 医プロフェッション規制、10 通常医療の継続、11 社会保障、高齢者の健康保護

【実施状況】

1 年目（2022 年度）は、テーマ毎に研究チームを結成し、日仏双方ですり合わせながら論点を絞りながら研究をすすめた。2021 年 9 月にフランス（パリ第 2 大学、リヨン第 3 大学）においてセミナーを実施し、11 チームのうち 8 チームが中間報告を実施した。同 12 月には、日本（慶應義塾大学）でセミナーを実施し、2 チームが研究報告を行った。これらにより、各テーマ固有の課題と本研究課題全体に通底する横断的な問題について見通しをたてることができた。2 年目（2023 年度）は、日本（東北大学）でセミナーを実施し、2 チームが中間報告を行った。これにより、研究のテーマ全体を俯瞰的に比較検討することができた。

以上の研究成果は、日本とフランスにおいて、それぞれ日本語またはフランス語で書籍にまとめて出版した。

〈フランス語版〉Guillaume Rousset, Philippe Pédrot, Tetsu Isobe, Haluna Kawashima (dir.), *Concilier santé et droits fondamentaux en période de pandémie : Une analyse juridique des expériences de la France et du Japon*, Bruylant, 2024.

〈日本語版〉磯部哲、河嶋春菜、ギヨーム・ルセ、フィリップ・ペドロ 『公衆衛生と人権—フランスと日本の経験を踏まえた法的検討—』（尚学社、2024 年）近刊

(2)学術的価値（本研究交流により得られた新たな知見や概念の展開等、学術的成果）

本研究課題には、COVID-19 への法的対応を比較検証し、将来のパンデミックに備える法制度を提案したことに時宜性があるが、COVID-19 への法的対応を、日仏の各領域の専門家がテーマ別にかつ対照研究という手法により検証したことにこそ、最大の学術的価値がある。各テーマに関する研究が当該分野の最先端のものであることは間違いないが、全研究テーマを俯瞰すると、テーマの多様性にもかかわらず、日仏に共通するパンデミック対策の法的手法を見出すことができた。例えば、「ソフトロー」ないし誘導的手法による行政は、従来、日本の（医療衛生）行政の特徴だと考えられてきたが、フランスでも、コロナ対策としてかかる手法が多く採られ、法治国家の揺らぎが議論されていることがわかった。

感染症の発生・流行というリスクに対し、日仏両国が福祉国家として課題に直面したことも共通する発見であった。リスク（不確実さ）に対し特に脆弱な人々——患者、高齢者、子ども、不安定就労者、妊産婦等——の生存のために、レジリエントな法制度を備えているか、あるいは、内閣や国会を含む行政機関や、医療機関・医療従事者が、かかる不確実さに適切に対応するための制度的裏付けと事実上の能力を備えているかという点が、両国で共通して議論された。一方で、各国の既存の法制度とその運用のあり方が危機対応に大きく影響し、それが COVID-19 への具体的な法的対応の違いに現れた点も明らかになった。全体的には、感染症対策と福祉を包摂的に捉え、公衆衛生法制を統治と人権保障の両面から再構築する必要性が示唆されたといえる。

(3)相手国との交流（両国の研究者が協力して学術交流することによって得られた成果）

学術交流の実績として、「Concilier santé et droits fondamentaux en période de pandémie」と題する本研究課題主催のセミナーを3度開催し、日仏双方のメンバーが参加した。

- ・第1回 於パリ第2大学、リヨン第3大学（2022年9月） ※日本より5名の参加者が対面出席

- ・第2回 於慶應義塾大学（2022年12月） ※フランスより1名の参加者が対面出席

- ・第3回 於東北大学（2023年6月） ※フランスより2名の参加者が対面出席

これらのセミナーの内容を踏まえた研究成果を上記書籍にまとめ出版した。

COVID-19に対する法的対応の検討をテーマとする本研究課題においては、研究者が比較対象国に赴くこと自体が重要な意義を有した。2022年～2023年という「コロナの記憶」の新しい時期に、現地の専門家からコロナ対策に対する評価を聞くことのみならず、「コロナ禍中」から「アフターコロナ」への現地社会および法規制の過渡状況を目の当たりにすることにより、実体を踏まえた比較検討を行うことができたと考えている。

(4)社会的貢献（社会の基盤となる文化の継承と発展、社会生活の質の改善、現代的諸問題の克服と解決に資する等の社会的貢献はどのようにあったか）

本研究においては、フランス法との比較検討により、日本の **COVID-19 対策法制の課題**を浮き彫りにした。例えば、感染症指定医療機関等の病床の不足、医療提供体制の偏在、医療従事者の適切な動員・規律と保護、さまざまな弱者に対する保護、営業の自由、移動・人身の自由、家族生活を営む権利および教育を受ける権利などの人権の直接的制限、勸奨を通じた自由の実質的制限、自宅・宿泊療養をはじめとする法的根拠を欠いたまたは不明確な措置などが、とくに批判検討された。日本では、COVID-19パンデミックを通じて感染症法や予防接種法の大規模な改正が行われ、次なるパンデミックに備える行政組織的手当てがなされた。しかし、こうした改革は、本研究で提示された批判に十分に応えるものであるとはいえず、あるいは先送りにされた問題もある。

フランス法の研究では、高齢者施設入所者の家族面会権や葬送をめぐる家族の権利といった「家族生活」に関する権利、人工妊娠中絶や避妊具、アフターピルへのアクセス保障をはじめとする生殖に関する身体の保護、公衆衛生措置に対する裁判手続へのアクセス等について保障を欠いていたことが批判されたが、日本ではそもそもこれらの権利保障の必要性が見落とされていたことが懸念された。

衛生危機では、各人の社会生活の基盤となるべき法制度の弱点が顕著に表出する。日仏の視点を交錯させることにより、パンデミックにおいても、**人権保障、法の支配、民主主義などのわが国の基本的価値を維持するための法制度を構築**することが必要であり、本研究では、そのための建設的批判を展開することができた。

以上を含む本研究の成果は、日本語とフランス語で出版したので、研究成果を社会に還元することができたと考える。

(5)若手研究者養成への貢献（若手研究者養成への取組、成果）

本事業資金を使用して、**2名の若手研究者**（小川有希子・帝京大学法学部助教、河嶋春菜・東北福祉大学総合福祉学部准教授）が渡仏し、調査研究および研究報告・討論を行った。同2名は、本研究課題の成果物として出版した書籍に日本語およびフランス語で論文を寄稿した（なお、河嶋春菜については、書籍の編者にもなっている）。このように、若手参加者に優先的に本研究資金を使用することにより、研究活動への経済的サポート、口頭および文献での発表の場、専門家によるフィードバックを得る機会を

提供するとともに、医事法分野における若手研究者の育成に努めた。

(6)将来発展可能性（本事業を実施したことにより、今後どの様な発展の可能性が認められるか）

本研究を発展させるべく、本課題参加者の間で**後続課題について議論を行っている**。しかし、本研究課題の成果の出版が 2024 年 4 月に予定されていることから、本研究課題の成果に対する学界内外からの十分なフィードバックを得ることが先決であると考え、後続課題の具体化と新たな研究費の獲得は次年度以降に行う。

構想段階ではあるが、本研究課題で医事法制のレジリエンスが特に議論されたことから、これを「超少子高齢社会」との関連で研究するというアイデアがある（「超少子高齢社会における医事法制のレジリエンス」）。日仏両国において少子高齢化が喫緊の課題になっている。本研究課題を通じて、高齢者医療に関する既存研究の蓄積はあるものの、小児や女性・妊産婦の健康に関する研究の蓄積が少ないか一面的であることが示唆され、医事法制のレジリエンスに課題があることが示唆された。そのため、フランス側参加者から、次の研究課題として少子化に対し医事法制が応えるべき諸課題を精緻化・研究することを提案され、日本側参加者においても検討中である。

(7)その他（上記(2)～(6)以外に得られた成果があれば記載してください）

例：大学間協定の締結、他事業への展開、受賞など

特に無し